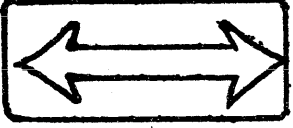
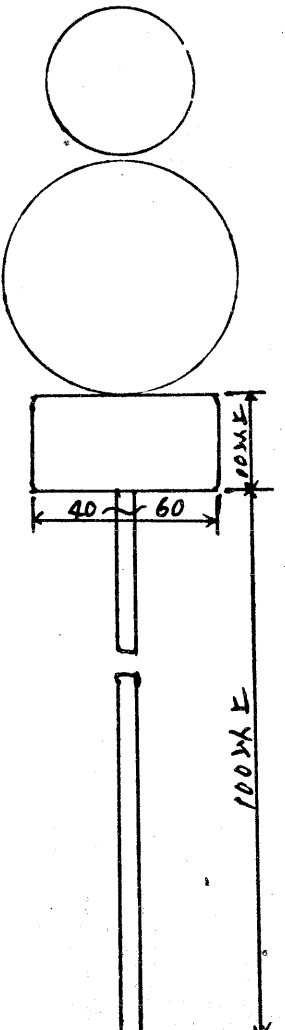
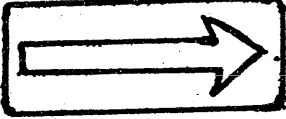
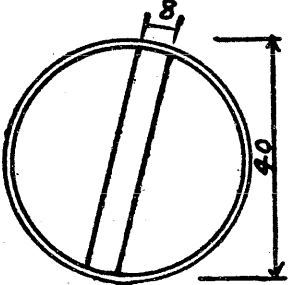
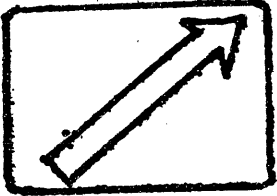
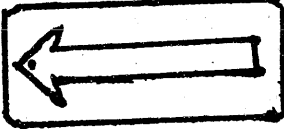


	<p>指定方向外進行禁止 (311-A)</p>		<p>大型乗用自動車通行止め (306)</p>		<p>通行止め (301)</p>
	<p>指定方向外進行禁止 (311-B)</p>		<p>二輪の自動車・原動機付自転車通行止め (307)</p>		<p>車両通行止め (302)</p>
	<p>指定方向外進行禁止 (311-C)</p>		<p>自転車以外の軽車両通行止め (308)</p>		<p>車両進入禁止 (303)</p>
	<p>指定方向外進行禁止 (311-D)</p>		<p>自転車通行止め (309)</p>		<p>二輪の自動車以外の自動車通行止め (304)</p>
	<p>指定方向外進行禁止 (311-E)</p>		<p>車両(組合せ)通行止め (310)</p>		<p>大型貨物自動車等通行止め (305)</p>

	<p>一時停止</p>		<p>重量制限</p>		<p>車両横断禁止</p>
	<p>歩行者通行止め</p>		<p>高さ制限</p>		<p>転回禁止</p>
	<p>歩行者横断禁止</p>		<p>最高速度</p>		<p>追越し禁止</p>
	<p>標柱による駐車禁止</p>	<p>(35 X 60)</p>	<p>一方通行</p>		<p>駐停車禁止</p>
<p>(327)</p>	<p>(327)</p>		<p>警笛鳴り区間</p>		<p>駐車時間制限</p>
<p>(323)</p>	<p>(323)</p>		<p>徐行</p>	<p>(316)</p>	<p>(317)</p>

指示標識

	<p>横断歩道 (404-B)</p>		<p>駐 車 可 (401)</p>	<p>本標識板及び柱の規格</p>
	<p>安全地帯 (405)</p>		<p>停 車 可 (402)</p>	
	<p>規制予告 (406)</p>		<p>中 央 線 (403)</p>	
			<p>横断歩道 (404-A)</p>	

	区 間 内 (506)	ここから50m 市内全域	距 離 ・ 区 域 (501)	補助標識板及び柱の規格 	補 助 標 識
	終 り (507-A)	日曜・祝日を除く 8—20	日 ・ 時 間 (502)		
	終 り (507-B)	路線バス を除く 自転車を除く	車 両 の 種 類 (503)		
路肩弱し 安全速度 15	注 意 事 項 (508)	1時間以内の 駐車を除く	駐 車 時 間 制 限 (504)		
	方 向 (509)		始 ま り (505)		

備考

一 本標識板(本標識の標示板をいう。)

(一) 表 示

- 1 案内標識、「丁形(又は十形)道路交差点あり」、「右(又は左)方屈曲あり」、「右(又は左)方屈折あり」、「右(又は左)背向屈曲あり」、「右(又は左)背向屈折あり」、「右(又は左)つづら折あり」、「合流交通あり」、「車線減少」及び「幅員減少」を表示する警戒標識、「車両(組合せ)通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「重量制限」、「高さ制限」、「最高速度」及び「一方通行」を表示する規制標識並びに「規制予告」を表示する指示標識に係る図示の文字(数字を含む。以下同じ。)及び記号は、例示とする。
- 2 「車両(組合せ)通行止め」を表示する規制標識の記号は、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」及び「自転車通行止め」を表示する規制標識に係る図示の記号を用いるものとし、その記号は当該規制標識が表示する通行の禁止又は制限に係る種類の車両を表示するものとする。
- 3 「駐車時間制限」を表示する本標識には「駐車時間制限」を表示する補助標識を、「警笛区間」を表示する本標識には「始まり」、「区間内」又は「終り」(SOT-A)を表示する補助標識を、それぞれ附置するものとする。
- 4 「駐車禁止」、「駐車禁止」及び「駐車時間制限」に係る図示の数字は、当該禁止又は制限の時間を示す必要がある場合における当該時間の例示とし、図示の「8:20」は、八時から二十時までであることを示す。
- 5 「高さ制限」、「重量制限」及び「最高速度」を表示する規制標識の標示板に示される高さ、重量又は速度の単位は、それぞれメートル、トン又はマイル毎時とする。
- 6 「規制予告」を表示する指示標識の標示板の記号は、規制標識又は指示標識に係る様式を用いるものとし、当該規制標識又は指示標識が表示する通行の禁止、制限又は指定が当該道路の前方の場所において

行なわれていることを示す。

- 7 「規制予告」を表示する指示標識の標示板の文字は、標示板が表示する通行の禁止、制限又は指定が行なわれている場所までの距離を示す。
- 8 表示する文字は、必要により英文字を併記することができる。

(二) 寸 法

- 1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。)を基準とする。
 - 2 「市町村」、「方面、方向及び距離」を表示する案内標識については、図示の寸法の三倍まで拡大することができる。
 - 3 「駐車場」、「路線番号」、「街路の名称」及び「まわり道」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別に必要な場合にあつては図示の寸法の一、三倍又は一、六倍に、それぞれ拡大することができる。
 - 4 規制標識及び指示標識については、道路の設計速度、道路の形状又は交通の状況により特別に必要な場合にあつては、図示の寸法の二倍まで拡大し、又は図示の寸法の二分の一まで縮小することができる。
- (三) 色 彩
- 1 案内標識
 - (1) 「方面及び方向」、「駐車場」、「路線番号」及び「街路の名称」を表示するもの以外のものについては、矢印を赤色、緑線、区分別、文字及び矢印以外の記号を青色、緑及び地を白色とする。
 - (2) 「方面及び方向」、「駐車場」及び「路線番号」を表示するものについては、文字、記号及び緑を白色、地を青色とする。
 - (3) 「街路の名称」を表示するものについては、上部の文字及び地を青色とし、下部の文字、矢形及び緑を白色とする。
 - 2 警戒標識
緑線、文字及び記号を黒色、緑及び地を黄色とする。
 - 3 規制標識
 - (1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行

止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越し禁止」、「重量制限」、「高さ制限」、「最高速度」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及びわくを赤色、縁及び地を白色とする。

(2) 「車両進入禁止」を表示するものについては、帯及び縁を白色、地を赤色とする。

(3) 「指定方向外進行禁止」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を示すものについては、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4) 「一方通行」を表示するものについては、記号及び縁線を白色、縁及び地を青色とする。

(5) 「駐車禁止」、「駐車禁止」及び「駐車時間制限」を表示するものについては、斜めの帯及びわくを赤色、文字及び縁を白色、地を青色とする。標示柱により「駐車禁止」を表示するものについては、文字及び矢印を赤色、地を白色とする。

(6) 「徐行」を表示するものについては、文字を青色、わくを赤色、縁及び地を白色とする。

(7) 「一時停止」を表示するものについては、文字及び縁線を白色、縁及び地を赤色とする。

4 指示標識

- (1) 「駐車可」、「停車可」、「中央線」及び「安全地帯」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。
- (2) 「横断歩道」を表示するものについては、記号及び縁線を白色、縁及び地を青色とする。
- (3) 「規制予告」を表示するものについては、記号は、標示板に表示する当該規制標識又は指示標識の種類に応じて別表第二備考一の(白)の3並びに4の(1)及び(2)に規定するところによるものとし、文字及び縁線を青色、地を白色とする。

四 文字の形

文字の形は、次に図示したものを基準とする。



四 文字等の大きさ等

1 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

2 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

縁は「方面及び方向」を表示するものについては二十ミリメートル以上六十ミリメートル以下、「路線番号」を表示するものについては十六ミリメートル、「街路の名称」を表示するものについては十二ミリメートル、「方面及び方向」、「路線番号」及び「街路の名称」を表示するもの以外のものについては九ミリメートルとし、縁線は六ミリメートル、区分線は五ミリメートルとする。

(2) 警戒標識

縁及び縁線は、十二ミリメートルとする。

(3) 規制標識

縁は十五ミリメートルとし、縁線は「一時停止」を表示するものについては十五ミリメートル、「一方通行」を表示するものについては十二ミリメートルとする。

(4) 指示標識

縁は、「横断歩道」を表示するものについては十二ミリメートル、その他のものについては十五ミリメートルとし、縁線は十二ミリメートルとする。

二 補助標識板(補助標識の標示板をいう。)

車 両 の 種 類		略 称
軽自動車		軽
自動二輪車		自二輪
自動三輪車		自三輪
大型特殊自動車		大特
普通自動車		普通
大型自動車		大型

(一) 表 示
補助標識(「区間内」及び「終り」(507-B))を表示するものを除く。(一)に係る図示の文字及び記号は、例示とする。文字は必要により英文字を併記することができる。

(二) 寸 法
1 図示の寸法を基準とする。
2 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮少率と同じ比率で拡大し、又は縮少することができる。

(三) 色 彩
地を白色、矢印を用いるときはこれを赤色又は黒色、文字又は矢印以外の記号を用いるときはこれを黒色とする。ただし、「終り」(507-B)「」を表示する補助標識については、斜めの帯及びわくを青色、縁及び地を白色とする。

(四) 文字の形
一の四を準用する。

(五) 車両の種類
(六) 車両の種類
車両の種類を表示するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

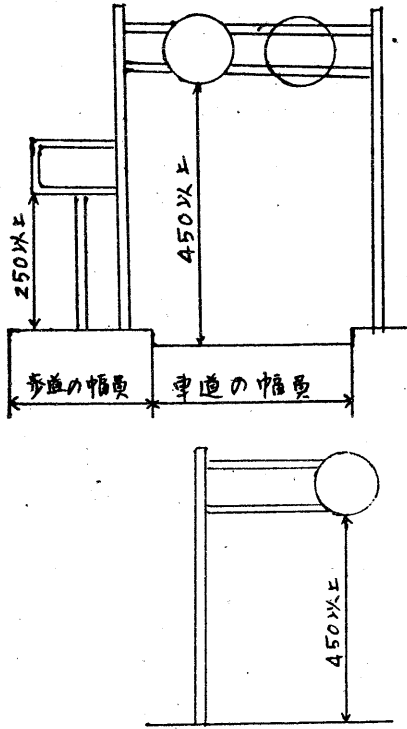
小型特殊自動車	小特
原動機付自転車	原付
自動二輪車、二輪の軽自動車及び原動機付自転車	二輪
二輪の足踏み式自転車	自転車
もっぱら人を運搬する構造の自動車	乗用
大型乗用自動車	大型バス
普通自動車である貨物自動車	普通貨物
普通乗用自動車	普通乗用
貨物自動車	貨物
大型自動車である貨物自動車	大型貨物
道路運送法(一九五五年立法第四十六号)第三条第二項第一号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車	路線バス
道路運送法第二項第三号に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車のうち、いわゆるハイヤーを除いたもの	タクシー

三 柱
(一) 寸 法
(二) 色 彩
図示の寸法を基準とする。

四 灰色又は白色とする。
その他

(一) 取付け方等

- 1 本標識板及び補助標識板の取付け方は、図示の取付け方を基準とする。
- 2 同一場所に二以上の道路標識を設置する場合には、その本標識板及び補助標識板を一の柱に取り付けることができる。
- 3 2により一の柱に二以上の本標識板が上下に取り付けられる場合で、それぞれの本標識が表示する禁止、制限又は指定の区間の終りを「終り (SUT-B)」を表示する補助標識によって示す必要があるときは、下方の本標識に係る補助標識は省略するものとする。
- 4 案内標識及び規制標識を設置する場合には、これらの標識板を図示の取付け方によって取り付けることが著しく困難又は不適当であるときは、次の図の例によることができる。



- 5 道路標識を設置する場合において、1から4までの規定によって設置することが適当でないとき認められるときは、標識板を信号機、電柱その他工作物に取り付けることができる。
- (二) 反射材料等
道路標識には原則として反射材料を用い、又は反射装置若しくは夜間照明装置を施すものとする。

別表第三 (区画線の種類及び設置場所)

別表第四 (区画線の様式)

種類	番号	設置場所
車道中央線	(101)	車道の幅員が五・五メートル以上の区間内の中央を示す必要がある車道の中央
車線境界線	(102)	四車線以上の車道の区間内の車線の境界線を示す必要がある区間の車線の境界
車道外側線	(103)	車道の外側の縁線を示す必要がある区間の車道の外側
歩行者横断指導線	(104)	歩行者の車道の横断を指導する必要がある場所
車道幅員の変更	(105)	異なる幅員の車道の接続点で、車道の幅員の変更を示す必要がある場所
路上障害物の接近	(106)	車道における路上障害物の接近を示す必要がある場所
路上駐車車場	(107)	路上駐車車場の外縁 (歩道に接するものを除く。)

車道中央線	(101)	色 白
-------	-------	--------

四車線以上の車道に設置するとき
0.15 ~ 0.20
↑
道路延長方向

